

令和4年10月定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和4年10月27日 午後 1時30分開会 午後 3時12分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会議室	
委員の出席状況	出席	柚木博教育長、八代豊教育長職務代理者 岩澤千恵子委員、上野幸子委員、飯田昌利委員
	欠席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	今野教育政策部長、成田教育総務課長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、土崎生涯学習課長、木村教育サポートセンター長、土岐いろは遊学館長、桜谷柳瀬川図書館長、樺嶋いろは遊学図書館長、佐藤学校教育課副課長、木村学校教育課主幹兼指導主事	
会 議 書 記	浦野教育総務課主任	
傍 聴 人	一人	
会 議 内 容	<p>議 題 第57号議案 志木市小中一貫教育基本方針の策定について</p> <p>報告事項 (1) 令和3年度教育費決算について (2) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則） (3) 専決処分について（志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則） (4) 専決処分について（令和4年度志木市一般会計補正予算（第7号）教育費） (5) 第21回志木市いろは子ども文化賞最優秀賞について (6) 貸館施設の利用制限について</p> <p>その他</p>	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○**柚木教育長**

令和4年10月定例教育委員会会議の開会を宣す。

傍聴希望者について、傍聴を許可した。

議事録署名委員に上野委員を指名した。

会議書記に浦野主任を指名した。

9月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎**教育委員会報告**

○**今野教育政策部長**

9月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 9月 28日 令和4年度志木市議会9月定例会閉会
- ・ 9月 29日 定例校長会
第3回小中一貫教育推進委員会
空手道連盟表敬訪問
宗岡第二中学校特設陸上部員 市民力賞表彰式
- ・ 9月 30日 南部教育事務所教育支援担当学校訪問（志木第三小学校）
スポーツ推進委員委嘱状交付式・第1回会議
- ・ 10月 3日 志木市教育委員会教育委員任命式
南部教育事務所総務・人事・学事担当学校訪問
（志木第二小学校・志木中学校）
市民会館・市民体育館再整備事業進捗報告
- ・ 10月 4日 定例庁議
志木市新行政改革プラン推進本部令和4年度第2回会議
埼玉県都市教育長協議会 事例視察（狭山市立入間川小学校）
- ・ 10月 5日 臨時校長会
- ・ 10月 6日 定例教頭会
教職員人事評価校長中間申告教育長面談
愛知県江南市議会行政視察（水泳指導）
- ・ 10月 7日 埼玉県都市教育長協議会第2回定例会
- ・ 10月11日 教職員人事評価校長中間申告教育長面談
- ・ 10月12日 県トラック協会交通安全キャンペーンクリアファイル寄贈
教職員人事評価校長中間申告教育長面談
- ・ 10月13日 南部教育長会議・南部教育長協議会
- ・ 10月14日 いろはふれあいまつり（16日まで）
- ・ 10月17日 南部教育事務所教育支援担当学校訪問（志木第二中学校）
- ・ 10月18日 定例庁議

小中一貫教育先進校視察（西宮市立教育センター付属西宮浜義務教育学校、神戸市立義務教育学校港島学園）（19日まで）

- ・10月19日 郷土資料館特別展「志木の富士山信仰」（11月20日まで）
- ・10月20日 政策推進会議
- ・10月22日 柳瀬川図書館まつり
- ・10月24日 志木市立学校PTA連合会交流会
- ・10月25日 南部教育事務所総務・人事・学事担当学校訪問
（宗岡小学校・志木第二中学校・志木第四小学校）
南部地区小・中学校等授業研究会（社会科）（志木第二小学校）
いろは子ども文化賞表彰式
- ・10月26日 定例校長会
埼玉県都市教育長協議会 事例視察（さいたま市立大宮国際中等教育学校）

◎第57号議案 志木市小中一貫教育基本方針の策定について

○柚木教育長

第57号議案 志木市小中一貫教育基本方針の策定について、説明を求める。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

志木市小中一貫教育基本方針の策定について、担当より説明する。

○木村学校教育課主幹兼指導主事

志木市小中一貫教育基本方針を別紙のとおり策定したいので、議決を求める。方針案の作成に至るまでであるが、いわゆる「中1ギャップ」の顕在化等の状況や、教育内容の増加におけるつまずきの教育課題等を受けて、平成27年に学校教育法が一部改正され、義務教育学校や小中一貫型小学校・中学校が制度化された。それを受け、志木市でも、平成29・30年度に志木第二中学校を研究委嘱校とし、小中一貫教育の研究を進めてきたところである。その成果も踏まえ、今年度、小中一貫教育推進委員会を設置し、今後に向けての基本方針案を策定する運びとなり、3回の会議を経て案を作成したところである。

志木市の小中一貫教育の意義としては、「決して誰一人取り残さない教育の構築」、「地域とともにある学校づくりの発展」、「教職員の意識改革と意欲の向上」の3点を受け、「志木市の義務教育全体の質の向上」を図っていきたいと考えている。推進にあたっては、現在の4中学校区を活かし、これまでの取組や立地状況等を踏まえ、志木第二中学校区は義務教育学校を、他の中学校区は義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校を設置することを基本とする。志木市教育大綱の基本理念である「次代を担うたくましい志木っ子」を目指し、各中学校区で、より具体的に「目指す児童生徒像」を設定し、教職員は、学校の組織文化の違いを乗り越え、協力し合いながら、「目指す児童生徒像」の育成に力を尽くすことを目指す。具体的な方向性としては、学年段階の区切りについて、6－3制以外の学年段階の区切りを設定している義務教育学校等の状況等について、別に組織を設けて調査し、導入の可否も含め検討する。その他、児童生徒の人間性・社会性の育成、小・小の交流、特別支援教育の充実等を通して、9年間、総

合的に子どもたちを育てていく。

地域とのつながりとしては、各中学校区において合同学校運営協議会を設置し、小中一貫校では、3校を合わせた学校運営協議会を実施し、連携を図る。また、志木市立中学校の通学区選択の自由化制度については継続する。教育委員会の役割については、学校間の合同行事や交流イベントで終わらせることなく継続的に機能させていくために、学校と一体となって検証・改善を行い、より質の高い取り組みを目指していく。

○岩澤委員

志木市立中学校の通学区選択の自由化の制度については継続するとあるが、継続する理由をもう少し詳しく教えてほしい。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

もともと自由化は、理由を問わず中学校を選択できるよう始まった制度である。小中一貫になったとしても、必ずその地域の一貫校に行かなくてはならないという縛りは違うのではという観点から、これまで通り継続していこうと考えている。

○岩澤委員

さきほど学年段階の区切りについてはこれから検討とお話があったが、例えばそれぞれの校区で、特色を出すために区切りの違いが出た場合に、校区によって、学習内容のここは終わってしまった、ここはやっていない等が起こりえない形を考えているのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

私立の小中一貫校とは違い、国の学習指導要領によって進めていて、その学年で学習するのはその学年でやっているのだから、学校によって進度が違うということはない。あくまでも、小中一貫校は中学校区で同じ目標をもって育てていく、というものである。

○飯田委員

ちょうど自由化になったときに中学校のPTA会長をしていて、当時の説明では、先生や友達との関係がうまくいかなかった場合等に学校を変えられるという話がメインだったと記憶しているが、運用していく中で、部活動を理由に変更することが多くなったと聞いた。人数が多くて抽選したという話も聞く。9年間を見通して計画を立てるので、そこから離れてしまうのは少し違う気もするが、かといって締め付けになるのも違うと思うので、できるだけ継続してほしい。条件を付けたり、面接したりして、それでも学校を変えるという場合だけにするなど、方法を検討していく方がよいと思う。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

今後検討させていただく。

○八代教育長職務代理者

小・小の交流について、今までも陸上大会等の行事を通して行ってきたと思うが、具体的に

はどのようなことを考えているか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

2つの小学校が1つの中学校に上がるということで、両方の学校であまりにも違うことをしていると課題があると思う。学校内の約束を共通にしたり、校外学習や宿泊学習を一緒に行ったりできるのではと考えているが、各中学校区でできることを検証しているところなので、他にもいろいろ出て来るのではと思っている。

○八代教育長職務代理者

それを進めていくにあたっては、教育委員会が強くなるのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

教育委員会では提案はさせてもらうが、例えば、野辺山への宿泊学習だと、志木小は1校だけでもキャパシティ的にいっぱいになってしまうので、実現は難しい。逆に2校の児童数が少ないところでは実現可能性はあるので、一律ではなく、各中学校区でできることを検討し、調整しながらやっていくことになる。

○八代教育長職務代理者

小・小の交流の部分の文言について、具体的な方向性の説明をもう少し多くできないか。具体的な方向性としてわかりやすい方がいいと思う。

○柚木教育長

なんでも教育委員会が指示するのではなく、それぞれ中学校区内で主体的に考えてもらいたい、というのが大きな目標としてあり、子どもたちも学校も主体的に考えてもらうのが重要と考えている。交流は幅広いので、具体的に出すことでかえって狭めることも避けたい。イメージが湧かないということはないと思う。

○木村学校教育課主幹兼指導主事

中学校区ごとに、学校間の近さや人数、課題に違いがある。例を挙げてしまうと、それを実行することに労力を使ってしまうことが懸念されるので、実情に応じて、交流の中身については学校で考えてもらいたい。考えた内容については、別途、推進計画を取りまとめる際、中学校区ごとに、もう少し具体的に作成する運びになっているので、そちらで示させていただければと思う。

○飯田委員

目的と手段という言葉があるが、目的を挙げた中で手段は各学校に、というのでやっていくのはいかがか。

○木村学校教育課主幹兼指導主事

交流については、仲間意識を固めていくというところが目的にあり、この他に、同一の教育

活動をする、目標を揃えるというのが副次的にある。主たる目的になる部分を書いておけばと考えている。

○岩澤委員

合同学校運営協議会について、義務教育学校は、協議会が1つになると説明があったが、小中一貫型の場合は、各学校に今ある運営協議会が全部集まって合同の協議会になるのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

実際に宗岡二中学区でやっている形になるが、単会だけでなく、春の総会と、最後のまとめ時に3校の運営協議会の方が集まって会を開いているので、その形を取ればと思っている。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第57号議案 志木市小中一貫教育基本方針の策定について、原案のとおりでよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第57号議案 志木市小中一貫教育基本方針の策定については原案のとおり可決された。

◎報告事項(1) 令和3年度教育費決算について

○成田教育総務課長

令和3年度教育費決算について、はじめに、教育費全体の決算のうち、増減の大きい内容について説明する。詳細については各所属より入れ替わりで説明する。まず、増減の大きい内容についてであるが、小学校費の教育振興費については、令和2年度に児童一人に1台端末を整備したため、令和3年度は減額となった。中学校費の学校管理費は、令和2年度に中学校4校の体育館に空調設備を設置し、令和3年度は減額、また、教育振興費については、小学校費と同じく一人1台端末を整備し終わったため減額となった。社会教育費については、令和2年度に宗岡公民館大規模改修工事を実施したことで、令和3年度は減額となった。保健体育費については、令和2年度に秋ヶ瀬運動施設において台風19号関連災害復旧工事を実施したため、令和3年度は減額となったものである。

○成田教育総務課長

つづいて、教育総務課の事業について説明する。小学校施設管理に要する経費の主な事業と

しては、宗岡小学校体育館大規模改修工事、志木第三小学校給食室改修工事、志木小学校複合施設空調設備改修工事（第2工区）を実施したものである。中学校施設管理に要する経費の主な事業は、志木第二中学校給食室空調設備設置工事である。

○八代教育長職務代理者

宗岡地区小学校樹木更新事業委託について、どんなことをしているか説明をお願いしたい。

○成田教育総務課長

樹木の更新作業については、5か年計画で、市内小中学校合わせて99本ある危険樹木を順次更新していこうという計画になっており、この計画の一部である。

○八代教育長職務代理者

志木地区の樹木更新はなかったということか。

○成田教育総務課長

今回たまたま、宗岡地区をいっぺんに発注したところである。志木地区も整備はしており、それぞれ別々の事業として執行している。資料には主な事業として金額の大きいものを載せているので、志木地区については資料には載せていない。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

教職員研修等に要する経費は、教職員の研修会や、欠員が生じた場合に市費で臨時職員を採用し派遣するものである。小学校保健衛生に要する経費・中学校保健衛生に要する経費は、医師・歯科医・薬剤師の報酬、学校災害賠償保険料等、また、児童生徒や教職員の健康診断等の費用である。小学校給食管理に要する経費・中学校給食管理に要する経費は、給食調理の業務委託や、老朽化した備品の交換や整備等を行ったもので、小学校については、志木第三小学校給食室改修に伴う臨時代替給食との差額を負担し補助した。また、165万円の事故繰越は、年度末に発生した給湯器の故障のため、年度内搬入が間に合わないためのものである。小学校教材備品等に要する経費・中学校教材備品等に要する経費は、備品等の整備を図るもので、小学校では志木小学校の教室増設、職員室のフリーアドレス化を実施し児童数増加に対応した。小学校感染症対策に要する経費・中学校感染症対策等に要する経費は、学校における新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における学習保証のための消耗品、備品等を購入するためのものである。小学校就学援助に要する経費・中学校就学援助に要する経費については、経済的理由により教育の機会が失われないよう、学用品費や給食費等の援助を行うものである。小学校教育活動支援に要する経費は、市費会計年度任用職員のスマート教員と、生きる力推進講師に対しての給料、民間派遣のスマート教員や小学校外国語指導助手の費用、民間業者による水泳授業費等である。中学校教育活動支援に要する経費は、学校教育推進員、生きる力推進講師や英語指導助手の派遣に係るものである。小学校教育ICT推進に要する経費・中学校教育ICT推進に要する経費は、授業支援及び職員研修のためのGIGAスクールサポーター委託料やパソコン等の借り上げ料となっている。

○八代教育長職務代理者

I C T推進に要する経費に関連するが、一人1台端末の修繕について、小・中それぞれで何台くらい修繕が必要になったのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

台数は把握していないが、1台の修理費が4万7千円、現時点で100万円弱対応した。

○上野委員

修繕対応する際に、学校負担と自己負担があると思うが、自己負担したのはどの程度あるのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

実際にお支払いいただいた例はないが、何件か結論が出ていなくて対応中である。

○土崎生涯学習課長

社会教育・生涯学習に要する経費の主な支出項目については、社会教育委員報酬や、人権研修会等の各研修会講師謝金、家庭教育学級や成人式の委託料、社会教育関係団体補助金等である。社会教育関係団体への補助金は、令和3年度は、新型コロナウイルス感染対策補助金も併せて団体へ補助した。放課後子ども教室に要する経費の主な支出項目は、放課後子ども教室を実施する3社への業務委託料である。なお、毎週月曜に実施している「放課後学習教室」については、令和2年度までは市の直営としてきたが、令和3年度から、放課後子ども教室の学習プログラムとして実施している。次に、文化財保護に要する経費の主な支出である文化財防護柵設置工事については、大小合併門樋が当初予定していたより大きな塊で取り出すことができたことで、保管時に子供たちなどに危険が生じる恐れがあったため、急遽予備費を充当して防護柵を設置したものである。保健体育費について、スポーツ推進に要する経費の主な支出項目は、市民大会事業委託料で、コロナの影響で21大会のうち13大会の開催となった。また、志木市体育協会への補助金は、令和3年度はコロナ感染防止対策補助金を別途補助した。秋ヶ瀬運動場施設管理運営に要する経費については、指定管理者への指定管理料、グラウンド整備用スポーツトラクターのアタッチメントを購入した備品購入費、秋ヶ瀬総合グラウンドの樹木伐採の業務委託料などである。

○木村教育サポートセンター所長

教育サポートセンター費の決算及び事業について説明する。まず、教育相談等に要する経費の主なものは人件費で、臨床心理士・公認心理師、特別支援教育支援員等の報酬、期末手当等と、スクールソーシャルワーカー等の報償費となっている。昨年度の相談件数の総数は17,671件で前年度より890件減少した。これは、スクールソーシャルワーカー一人が年度途中で産休を取ったり、相談員が途中退職したり、育休を取得した関係での減少である。これに関しては、なんとかリカバリーできた。また、リモート相談やステップルームでのタブレットを使った活動、リモートによる研修ができるように機器とWi-Fi設備の整備を行った。教育サポートセンター管理運営に関する経費の主なものは、センターがある総合福祉センターの負

担金、印刷や通信費、公用車の借り上げ料等となっている。

○岩澤委員

途中退職した相談員は、学校に派遣している相談員であるか。また、その後の相談員は補充できたのか、教えてもらいたい。

○木村教育サポートセンター所長

途中退職したのは中学校の校内相談員で、小学校にも派遣していた職員である。しばらくはセンターの相談員で交替して補充していたが、幸い週1日の勤務できる方がおり、補填することができた。

○八代教育長職務代理者

ホームスタディ制度は新型コロナの影響で実施できなかったようだが、対象者は何人ぐらいいたか。

○木村教育サポートセンター所長

対象者は数人だが、家庭からの派遣要望もなく、支援員となる大学生や大学院生も、本人たちがリモートによる授業がされている中で、対面による支援が希望できない状況であった。

○土岐いろは遊学館長

いろは遊学館事業に要する経費については、学社融合事業、高齢者事業、サークル支援共催事業などの、各種事業を実施するための経費で、当初は37事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、8事業を中止した。つづいて、いろは遊学館管理運営に要する経費の主な支出は、会計年度任用職員の報酬、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品や施設維持管理等の委託料である。つづいて、公民館費である。宗岡公民館管理運営に要する経費については、宗岡公民館の指定管理者への委託料、宗岡第二公民館管理運営に要する経費については、宗岡第二公民館の指定管理者への委託料が主な経費となっている。なお、いろは遊学館事業に要する経費の「高齢者のスマホ講座」、いろは遊学館管理運営に要する経費、および宗岡公民館管理運営に要する経費の「インターネット無線LAN環境の整備」については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから補正を行い、令和4年度に実施するために繰越明許費を設定している。

○桜谷柳瀬川図書館長

はじめに、柳瀬川図書館事業に要する経費であるが、市民の図書館利用の促進や生涯学習の支援のため、各種事業を実施するものである。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じた上で、定例事業の「えほんのじかん」「おはなし会」、その他子ども向けに「科学あそび教室」「ブック・クリスマス会」等を実施し、「しき図書館パートナーズ」事業では、10月以降で4事業を実施した。次に、柳瀬川図書館図書購入に要する経費については、図書館の図書及び視聴覚資料を購入する経費で、リクエストや多様な読書ニーズを踏まえ、幅広い分野の資料購入に務め、蔵書に偏りが生じないよう留意して魅力ある構成を図った。購入冊数

は、図書が5,521冊、視聴覚資料は127点である。また、読書を通じた子どもたちの健やかな成長に繋げるため、市内小中学校の全児童生徒に読書通帳を配布し、読書意欲を高め、図書館の利用に結びつけるきっかけづくりに努めたところである。最後に、柳瀬川図書館管理運営に要する経費については、施設設備の維持管理や、会計年度任用職員の雇用、図書館コンピュータシステムの管理など運営に係る経費を執行するもので、令和3年度は、志木駅東口にあるコンビニエンスストアでの図書館資料返却サービスや予約資料宅配サービスを開始し、図書館利用者の利便性の向上に努めた。

○岩澤委員

資料にボランティアの謝礼とあるが、ボランティアの仕事について、具体的に教えてもらえるか。

○桜谷柳瀬川図書館長

子ども向け事業のお話しボランティア、「えほんのじかん」の読み聞かせボランティア、それ以外にしき図書館パートナーズの方々、図書館の配架等を特別整理期間などをお願いする図書館ボランティアがいる。

○樺嶋いろは遊学図書館長

いろは遊学図書館図書購入に要する経費では、新刊の中から、一般書、児童書、参考図書、視聴覚資料を、要求課題と必要課題を吟味して、予算額の範囲でバランスよく選定している。いろは遊学図書館事業に要する経費については、複合施設ならではの特色として、志木小学校との学社融合事業に力を入れており、読書ノート事業は、低学年、中学年までの児童には効果が大きく、昨年度初めて、児童書の貸出利用冊数が市内でトップになったことの一因と考えている。いろは遊学図書館管理運営に要する経費については、職員及び、会計年度任用職員の見識を深めるために、接遇並びに専門的技術についての研修会を実施したところである。

○岩澤委員

今も、図書委員の子がカウンター業務を行ったりするのか。

○樺嶋いろは遊学図書館長

継続している。手袋、マスク、フェイスシールドなどをつけて、昼休みにお手伝いをいただいている。

◎報告事項(2) 専決処分について(志木市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則)

○成田教育総務課長

本規則の一部改正については、会計年度任用職員の妻が出産する場合にあって、出産後に取得できる、子の養育のための休暇8週間を1年間に延長するものである。当該規則改正は、人事院の報告を踏まえて改正するもので、9月議会における本市職員の条例改正を受けて、会計年度任用職員についても同時に10月1日に施行する必要があるため、教育委員会を開

催する時間がなく、専決処分とさせていただいたものである。

◎報告事項（３）専決処分について（志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則）

○佐藤学校教育課副課長

志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条の規定により、専決処分したので報告する。内容としては、埼玉県教育委員会における職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、志木市立小中学校職員服務規程の一部を改正したものである。職員の育児休業等に関する条例の施行日が令和4年10月1日であったことから、これに合わせ、令和4年9月30日に専決処分し、公布したものである。なお、この改正に併せて、押印の見直しに伴う、出勤簿から勤務整理簿への変更及び出退勤時の記録について定めている。

○飯田委員

出退勤システムは、今回初めて導入するものであるか。

○佐藤学校教育課副課長

システムは平成29年度から導入し、平成30年から本格導入をしている。今回、出勤簿が勤務整理簿に変更になることに伴い、職員の押印がなくなるため、その代わりに出退勤記録をしっかりとつけて対応という形となる。

◎報告事項（４）専決処分について（令和4年度志木市一般会計補正予算（第7号）教育費）

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

エネルギーや食品の物価高騰への経済支援として、小中学生の保護者に対して、令和4年1月から3か月間、給食費を無償とするものである。

○柚木教育長

教育委員会を開く時間がなかったため、専決処分して議会に提案し、認めていただいたものである。

◎報告事項（５）第21回志木市いろは子ども文化賞最優秀賞について

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

最優秀賞については資料のとおりであるが、今年もたくさんの応募をいただいた。それぞれの部門の応募数は、作文部門30点、美術部門115点、科学部門324点、写真部門320点、田子山富士塚部門94点であり、それぞれ審査を経て、最優秀賞の選出を行った。

◎報告事項（６）貸館施設の利用制限について

○土岐いろは遊学館長

いろは遊学館の複合施設の空調設備工事が今年3年目となり、今年度は施設の手前側、ホー

ル、多目的室、第1音楽室等に工事が入る予定である。いろは遊学館の事務室といろは遊学図書館も対象であり、一時閉館する。工事期間は、市展が終わってからで、11月8日から3月10日までである。図書館については早めに取り掛かっていただくが、11月8日から1月6日までは閉館となり、臨時サービス窓口を11月10日から12月28日まで、第3研修室に開設する。予約資料の貸出・返却、利用情報の更新、リクエスト一部受付、予約資料・夜間受付のサービスを行う予定であり、1月10日から通常の図書館業務が復活する。いろは遊学館事務室については、窓口はそのまま、事務を行いながら改修していく。生涯学習棟は今年度で最後となり、来年度は学校等の工事に戻る。

◎その他

部活動の大会の結果について

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

夏の総合体育大会、秋の新人戦の結果で、県大会以上のものについては資料のとおりである。大きなものとしては、志木中学校吹奏楽部が、全国大会である東日本吹奏楽大会で金賞を受賞した。まだ、新人戦や県大会も続いているので、結果が出次第報告する。

○柚木教育長

その他に質問等はあるか。

○全委員

なし。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

ほかになければ、これをもって令和4年10月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は元本)